

正 誤 表

ミニパンフレット「後期高齢者医療制度の概要(平成30年度版)」の9ページ(高額療養費の限度額表)

(誤)

(正)

〈平成30年8月から〉

負担割合	所得区分		自己負担限度額		
			外来 (個人ごと)	入院 (個人ごと)	入院 (世帯単位)
3割	現役並み 所得者	Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〔140,100円〕(注1)		
		Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〔93,000円〕(注1)		
		Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〔44,400円〕(注1)		
1割	一般		18,000円 (年間上限144,000円) (注2)	57,600円 〔44,400円〕 (注1)	57,600円 〔44,400円〕 (注1)
	低所得者	Ⅱ	8,000円	24,600円	24,600円
		Ⅰ		15,000円	15,000円

現役並み所得者Ⅲ	住民税課税所得690万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
現役並み所得者Ⅱ	住民税課税所得380万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
現役並み所得者Ⅰ	住民税課税所得145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
低所得者Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税である方
低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得(公的年金等控除額は80万円として計算)が0円の方

(注1) []内は、診療月から起算して、過去12カ月以内にすでに3回※以上支給されている場合、4回目からの額となります。

※ 外来(個人ごと)による高額療養費の支給及び後期高齢者医療制度以外での高額療養費の支給は、この回数に含まれません。

(注2) 一般区分の方については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に年間144,000円の上限が設けられます。

〈平成30年8月から〉

負担割合	所得区分		自己負担限度額		
			外来 (個人ごと)	入院 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
3割	現役並み 所得者	Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〔140,100円〕(注1)		
		Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〔93,000円〕(注1)		
		Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〔44,400円〕(注1)		
1割	一般		18,000円 (年間上限144,000円) (注2)	57,600円 〔44,400円〕 (注1)	57,600円 〔44,400円〕 (注1)
	低所得者	Ⅱ	8,000円	24,600円	24,600円
		Ⅰ		15,000円	15,000円

現役並み所得者Ⅲ	住民税課税所得690万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
現役並み所得者Ⅱ	住民税課税所得380万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
現役並み所得者Ⅰ	住民税課税所得145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
低所得者Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税である方
低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得(公的年金等控除額は80万円として計算)が0円の方

(注1) []内は、診療月から起算して、過去12カ月以内にすでに3回※以上支給されている場合、4回目からの額となります。

※ 外来(個人ごと)による高額療養費の支給及び後期高齢者医療制度以外での高額療養費の支給は、この回数に含まれません。

(注2) 一般区分の方については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に年間144,000円の上限が設けられます。